



◆注意◆気付いたら消防法違反 により罰則となることも！

次に掲げる防火対象物を使用開始するときは、使用を開始する7日前までに、防火対象物使用開始届出書を消防長に届け出ることが火災予防条例により義務付けられています。

- (1) 令別表第1(1)項イ、(2)項、(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項から(18)項までに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1(1)項ロ、(3)項、(4)項、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ並びに(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が30人以上のもの
- (3) 令別表第1(5)項ロ、(9)項ロ、(12)項から(14)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
- (4) 令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、少量危険物(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。)又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うもの

消防法施行令別表第1

項	用途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興の為の設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、救護施設、乳児院、障害者入所施設、障害者支援施設(避難困難者の入所施設) ハ 老人デイサービス、更生施設、助産施設、保育所、児童発達支援センター、障害者支援施設 ニ 幼稚園、特別支援学校
(7)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各号に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物

※(6)項は用途項目が細分化されているため注意してください。
建物用途が不明な時は消防本部予防課にご相談ください。

建物を、住宅以外の用途で使用する場合、または新築で住宅以外の建物を建てる場合は、かすみがうら市火災予防条例で消防署への届出が義務付けられています。

届出の Q&A



なんで届出が必要なの??

無届で住宅以外の建物を使用した場合、火災等の災害が発生した際、建物の所在・用途・規模を把握することができません。また、迅速・安全に市民の皆様を守るためにも建物情報が必要となります。



住宅以外って??
建物の大きさも関係するの??

飲食店・物品販売店・工場（食品・水産加工所）・倉庫等があります。面積も様々な判断基準に基づきますのでお問い合わせください。過去に届出記録がない場合も法令・条例違反となる場合がありますので消防署へ確認をしてください。



新築の時だけで届出は大丈夫??届出に必要なものは?

- ・建物の増改築により変更等が生じた場合
- ・無届出で住宅以外の建物を使用していた場合があります。届出に必要な書類は建物の図面等が必要となります。



届出がないと、火災予防に係る予防指導が受けられないため、消防法に係る重大違反対象物として行政指導・処分また市のホームページ等に公表される可能性だけでなく、更には罰金等の罰則に処せられるときもありますので、ご注意ください。

分かったよ★

この届出は、建物の従業員・利用者の命を守るため必要な届出なんだねっ★

不明な点は 消防本部予防課 ☎0299-59-0119 まで

